

はじめに、人ごとではない相続の実態

●相続件数が増えていく日本

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、日本は令和32年に人口1億人まで減少する見込みになっています。

高齢化社会の進行はあちこちで言われていますが、その先に待っているのは人口減少社会です。令和22年には出生数が約74万人であるのに対し、死亡数は約168万人。実に倍以上の開きがあります。この令和22年が死者数のピークです。

さらに令和47年には出生数約57万人に対し、死亡数は156万人と推計されます。生まれる人より死ぬ人が約3倍も多くなり、高齢化率が進行していきます。

この超高齢化社会・人口減少社会における問題は数多くありますが、これを「相続」という視点で見ると、死者数の増加は、すなわち相続件数の増加を意味します。

ご存知のとおり、相続はスムーズなものばかりではありません。家族間でトラブルになり、憎しみ合ったりすることもあります。つまり、相続件数の増加は、このような悲しい家族が増えてしまう可能性がある、ということでもあるのです。

これからは「自分はそういったトラブルに巻き込まれることはない」と言い切れない状況になっていきます。誰にとっても人ごとではありません。

実際、これまでの流れを見ても、課税対象となった被相続人の数は右肩上がりの傾向です。財産を受け継ぐ相続人も増えていきます。相続発生件数のうち、実際に相続税を支払う必要のある人はここ数年8%台で推移しており、課税価格の合計額は15・6兆円に達しました（平成29年分）。

家族間のトラブル防止、また節税という観点からも、不可欠なのが相続対策と言えます。

●社会情勢に合わせた法改正も行われている

一方で、国もこの相続問題に対応しようと、社会情勢に合わせた法改正が行われています。たとえば空き家問題です。特に地方では人口減少の進行が早く、空き家数が増加しています。日本全体でみると平成30年の空き家数は848万9000戸（総務省統計局「土地統計調査」）。

全住宅に占める空き家率は13・6%と過去最高を記録しています。

空き家の相続は相続税の課税対象になりますし、たとえそこに住んでいなくても固定資産税がかかるなど、税金の負担があります。かといって、売却するには古くなっていたり、立地がよくなかったりして売りづらい、たとえ売れても譲渡所得がかかるという不都合もあります。そのため相続登記をせず、持ち主不明のままに放置される家もあり、問題となっているのです。そこで、空き家を売却した際に得た譲渡所得には特例を設け、譲渡所得から最高3000万円まで控除できる改正を行っています。その他、なるべくスムーズに相続できるよう、負担が軽くなるよう、改正を続けています。

このような、高齢化社会に対応する税制改正は、今度もトレンドとなっていくでしょう。

●トラブルの火種は消しておこう

一方で、税制は富裕層、資産家に対する課税を強化する傾向もあります。所得税にいたっては住民税を含めた最高税率55%、相続税の最高税率55%、さらに買い物をする消費税10%。高税率のうえ、国も税金の穴をつぶそうとさまざまな対策をこらしています。何の対策も打たないでいくと、資産はどんどん削られていくわけです。

自分の資産は自分で守るという意志、知識が必要です。ときには専門家の力を借りながら、

合法的な節税に励んでいかなければいけません。

相続対策は、「節税」と「家族間のトラブル防止」の2面性があります。どちらか一方が欠けても、家族全員が納得できる相続は叶いません。どちらにも配慮しながら、早め・早めの対策をほどこすことが大切です。早いほど対策の選択肢も多くなりますし、税務署から否認されるリスクも減らせます。

10年単位、資産の活用も含めるなら20年単位であれば、ライフプランも含めて考えることができます。平均寿命から逆算すると、60代からです。

死後を考えることはおつくうかもしれないかもしれませんが、幸せな老後生活を送るプランと合わせて検討するなら前向きに取り組めるのではないのでしょうか。相続対策をきつかけに、充実した人生計画を立てられるわけです。

本書は、令和の大相続時代に備える基本的な知識を中心に、トラブルを起こさないための対応策などを、事例とともに紹介しています。相続で家族の大切な絆をさらに強いものにできるきつかけになれば幸いです。



相続の基本を知って もめ事を避けよう



相続ができる人と法定相続分の割合

相続できる人は民法で定められている

人が亡くなると、遺言書（204ページ）がない場合には親族が故人の所有していた財産を引き継ぎます。これが相続で、故人を被相続人、財産を引き継ぐ人を相続人といいます。

ただし、親族だから無条件に相続人になれるわけではなく、民法によって親族の範囲とその相続割合も定められています。

まず、親族の範囲は以下の4つです。

- ・常に相続人となる配偶者
- ・優先順位の最上位の者だけが相続人となる

〈第1順位〉 子どもなど（直系卑属という）

〈第2順位〉 親など（直系尊属という）

〈第3順位〉 兄弟姉妹（場合によっては甥や姪）

このうち、配偶者については必ず相続人となりますが、子ども、親、兄弟姉妹については優先順位が定められていて、最上位の者だけが相続人になります。

たとえばある男性が亡くなったとき、妻と、子どもがいる場合には子どもが相続人となります。子どもがいない場合には親などにはその権利が移り、子どもも親もいない場合には兄弟姉妹に権利が移るわけです。

なお、民法の規定では、故人のおじやおば、いとこなどは相続人にはなれません。これらの人に承継したい場合には、遺言書でその意思を残しておく必要があります。

法定相続分はどの程度を相続できるかの目安

相続人が決まると、誰が、どの財産を、どれくらい相続するかを決める話し合いを行います。

この話し合いのことを遺産分割協議と言います。遺言書があれば原則としてのその内容に従いますが、ない場合にはスムーズに協議が進まないこともあるでしょう。

そこで、民法では誰がどの程度を相続するかの目安を定めていて、このことを法定相続分といっています。

① 配偶者と子どもが相続する場合

配偶者と子どもが2分の1ずつ相続します。子どもが複数いるケースでは、2分の1を子どもの数で均等に分けます。

② 配偶者と親が相続する場合

配偶者が3分の2、親が3分の1を相続します。親が複数いるケースは3分の1を均等に分けます。

③ 配偶者と被相続人の兄弟姉妹が相続する場合

配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1を相続します。兄弟姉妹が複数いるケースは4分の1を均等に分けます。

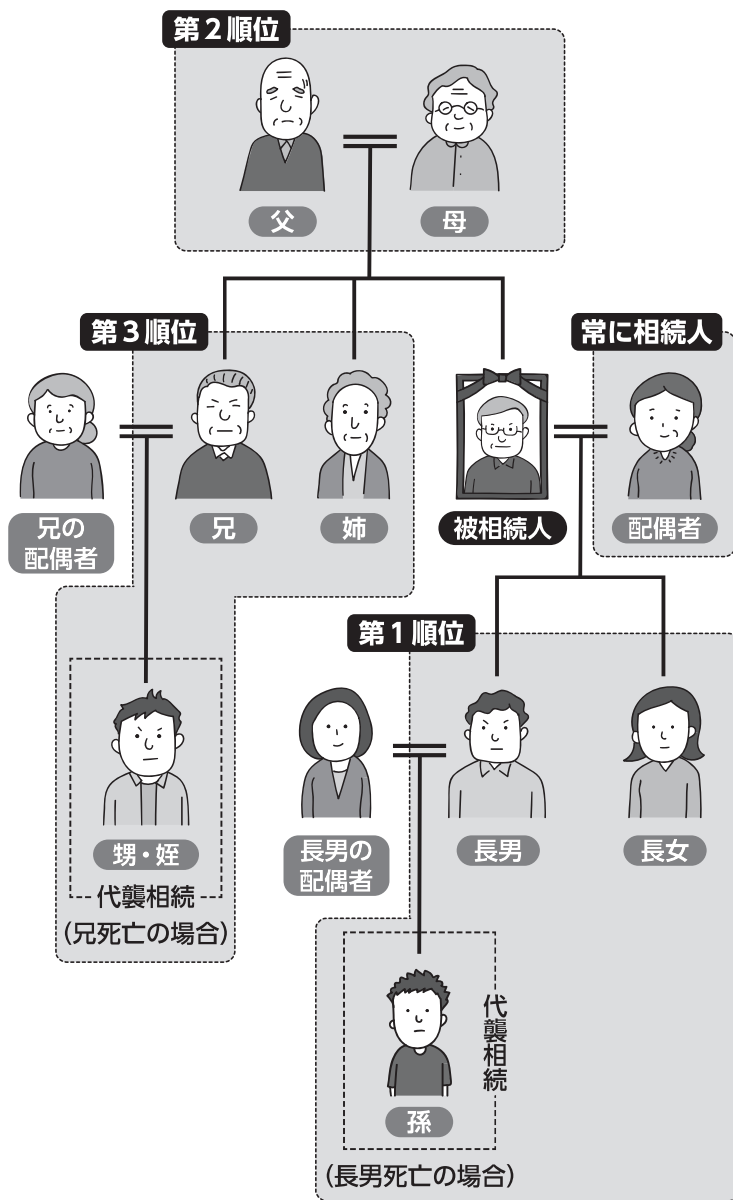
④ 配偶者のみ、またはその他相続人のみが相続する場合

配偶者しかない場合には配偶者が全部を相続します。配偶者が故人の場合は①子ども、②親、③兄弟姉妹の優先順位に従って全部を相続します。同順位の相続人が複数人いる場合には均等に分けます。

被相続人の範囲

第1章

相続の基本を知ってもめ事を避けよう



たとえば、配偶者と子どもが2人いる場合、配偶者が2分の1を、子ども2人がそれぞれ4分の1ずつを分けることになります。

その他のケースは、左図にまとめてありますので参考にしてください。

遺産分割協議の際には、この法定相続分をもとに話し合いを行います。この法定相続分は目安であることに注意が必要です。必ずしも法定相続分どおりでなくてもかまわないため、話し合いがこじれてしまうこともあります。

また、たとえば「遺産が土地しかないため相続人の間で分けづらく、不公平感がある」など、個別のケースに対応しづらいこともあります。

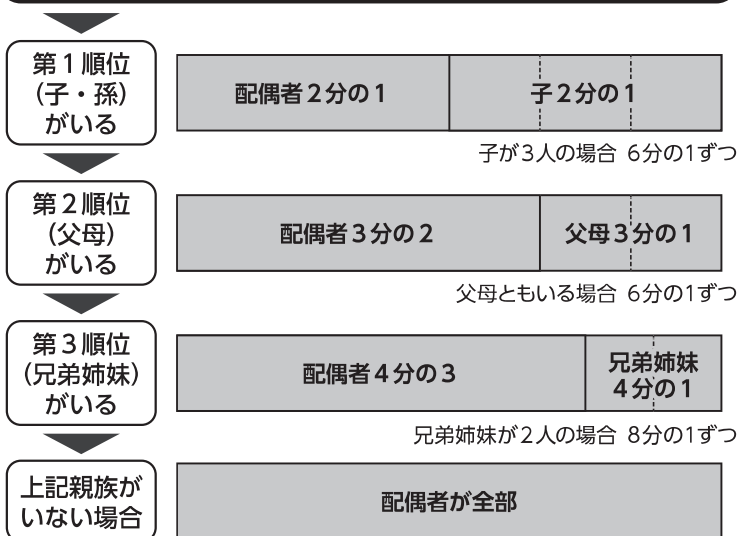
何度話し合いをしても結論が出ない場合などは、家庭裁判所に調停を申し立て、遺産分割協議を進めることになります。

相続の割合目安となる「法定相続分」

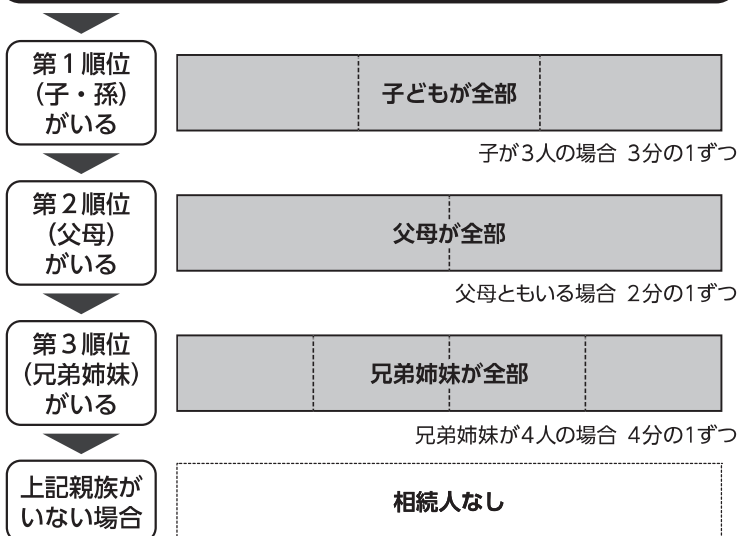
第1章

相続の基本を知ってもめ事を避けよう

配偶者がいる場合



配偶者がいない場合



子どもが死亡していたら、誰が相続人になる？

代襲相続

息子を亡くしたAさん夫婦

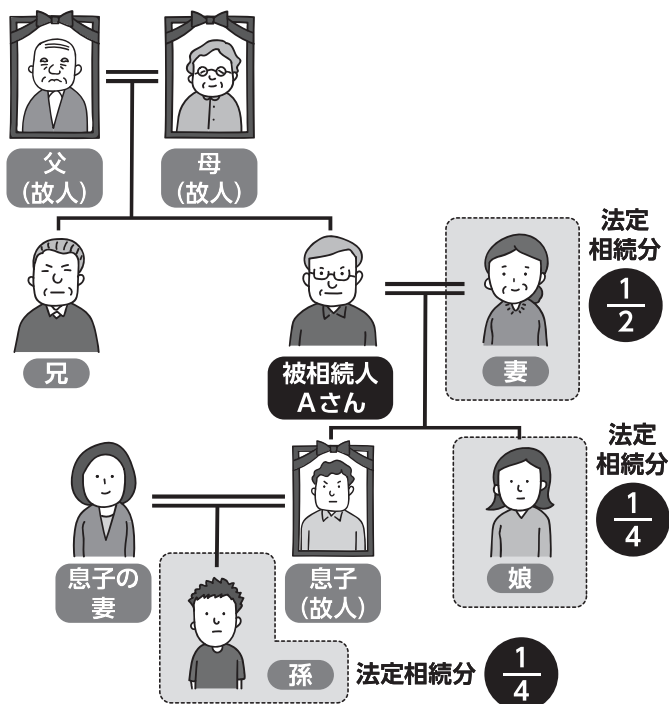
元会社員の故人Aさんには娘と息子がいましたが、息子に先立たれ、娘は隣県で暮らしているため、長年、妻と2人で暮らしていました。息子には忘れ形見の孫が1人います。

Aさんには兄が1人いますが、妻は自分のほかに誰が相続人になるのかわからず、手続きの前に不安を抱えています。

孫が第1順位の相続人になる

配偶者は常に相続人となりますが、第1順位の子どもが被相続人より前に亡くなっている場合、代襲相続が行われます。代襲相続とは、亡くなった子どもの子ども、つまり孫が直系卑属として相続人となることです。この場合、孫は代襲相続人と呼ばれます。

息子を亡くしたAさんの代襲相続



不幸なことに孫も死亡しており、ひ孫がいる場合にはひ孫が代襲相続人となります。

もしAさんに娘も息子の孫やひ孫もない場合、相続人は兄となりますが、兄も亡くなっていった場合には兄の子ども、被相続人から見ると甥や姪に相続の権利が移ります。これも代襲相続です。ただし、兄弟姉妹の代襲相続は兄弟姉妹の子どもまで、1代限りとなります。

Aさんのケースの法定相続分は、妻が2分の1、娘が4分の1、孫（亡くなった息子の息子）が4分の1ずつとなります。

養子縁組した子どもは相続できる？

法定相続人の範囲

実子が1人、養子が2人いるBさん

妻を亡くして一人暮らししているBさんには妻との間に生まれた実子が1人いますが、親を亡くした親類の子どもを2人養子縁組しています。

養子2人は法定相続人となるのでしょうか。

相続税の計算上、養子の数に制限がある

養子には実子と同じく、相続権があります。養子縁組は何人ともできるため、養子縁組した子どもは全員に相続権があるわけです。

注意が必要なのは、相続税の計算（58ページ）の際に養子の数が制限されていることです。

- ・被相続人に実子がいる場合……1人まで
- ・被相続人に実子がいない場合……2人まで